

# 特定口座における株式等譲渡所得の取引をスマートフォンで申告する場合の入力例

この入力例では、給与所得（年末調整済）と特定口座における株式等譲渡所得がある方が、「特定口座年間取引報告書の取引内容」と「前年から繰り越された株式譲渡損失」の申告を、スマートフォンから行う方法についてご案内します。  
 注1 配当所得の課税方法は「申告分離課税」を選択する事例です。  
 注2 確定申告書の作成・提出方法は、「マイナンバーカード方式」（マイナンバーカードを使って、e-Taxへログインし、申告する方法です。）を選択する事例です。

## 事前に準備するもの

次の書類をご準備ください。

- ・ マイナンバーカード
- ・ 令和5年分の給与所得の源泉徴収票
- ・ 令和5年分の特定口座年間取引報告書
- ・ 令和4年分の確定申告書付表の控え等（前年から繰り越された株式譲渡損失が分かる書類）

## 参考～マイナポータル連携～

マイナポータル連携をすることで、給与所得の入力（STEP9）や特定口座年間取引報告書の入力（STEP10-3）、所得控除（STEP12）等を省略できる場合があります。

マイナポータル連携をする場合は、下の二次元バーコードを読み取り、事前の準備をお願いします。



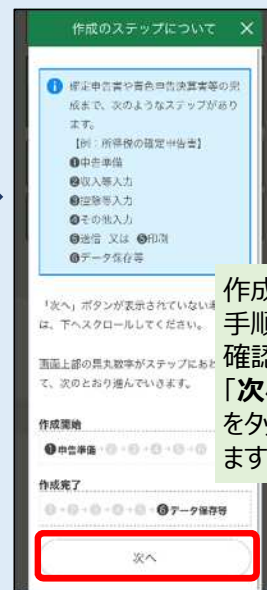
## STEP1 作成コーナーにアクセスして作成開始



左の「二次元バーコード」を読み取り

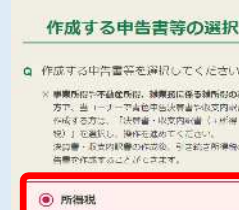


「作成開始」をタップします。

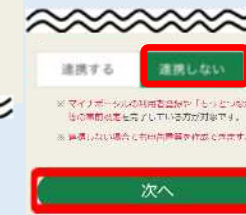


作成の手順を確認後、「次へ」をタップします。

## STEP2 作成する申告書等の選択



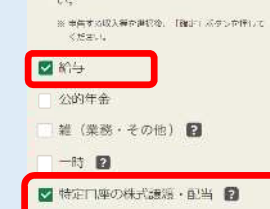
「所得税」、「令和5年分」、「e-Tax（マイナンバーカード方式）」及び「連携しない」を選択した上で、「次へ」をタップします。



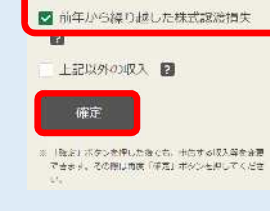
## STEP3 申告内容に関する質問



この事例では「給与」、「特定口座の株式譲渡・配当」、「前年から繰り越した株式譲渡損失」を選択し、「確定」をタップします。



この事例ではいずれも「いいえ」を選択し、「次へ」をタップします。



# 特定口座年間取引報告書の取引・前年分の上場株式等の譲渡損失額をスマートフォンで申告する場合の入力例 (1/4)

※ スマホの画面は開発中のものであり、一部変更されている場合があります。

## STEP4 利用規約の確認



利用規約を確認後「同意して次へ」をタップします。

## STEP5 マイナンバーカードの読み取り



「マイナンバーカードの読み取り」をタップします。



4桁のパスワードを入力した後、スマートフォンをマイナンバーカードの中央に置き「読み取り開始」をタップします。

## 参考 初めてマイナンバーカードを利用した確定申告を行う場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力をしてください。  
 なお、利用者登録の詳しい方法は、以下の二次元バーコードを読み取り、21ページ「参考」マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合」を参照してください。おつて、過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、そのまま「STEP6」に進んでください。



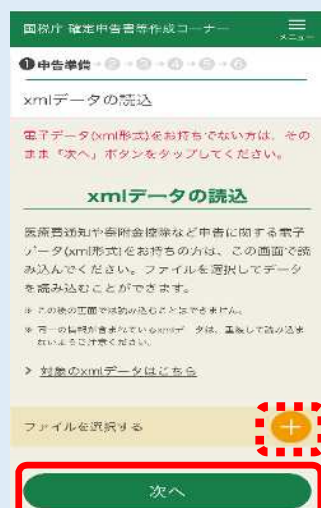
## STEP6 登録情報の確認・訂正



表示された情報を確認し、変更等があれば、「訂正」をタップし、情報の訂正を行います。

表示された情報に変更等がなければ、「次へ」をタップします。

## STEP7 xmlデータの読込



証券会社等から取得したxmlデータを読み込む場合は、「ファイルを選択する」の+をタップし、画面の案内に沿ってデータを読み込みます。  
 なお、読み込むデータがない場合は「次へ」をタップします。

## STEP8 収入・所得金額の入力



特定口座年間取引報告書の取引内容及び繰越損失の入力は、こちらをタップします。  
 なお、特定口座年間取引報告書をマイナポータル連携した場合又はxmlデータを読み込んだ場合は、「読込データを確認」が表示されています（2ページ「STEP10-2」に進みます。）。



**STEP9 給与所得の入力**

お勤め先から発行された源泉徴収票を基に入力します。

1 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

源泉徴収票 (年末調整済み)

直接入力

入力する (年末調整済み)

「入力する (年末調整済み)」の + をタップします。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

160-0013	千代田区霞が関3-1-1	国税 太郎	6,648,300
給与・賞与	6,648,300	源泉徴収税額	205,900
給与	6,448,000	源泉徴収税額	205,900
賞与	200,300	源泉徴収税額	0

Fに関する項目: 社会保険料等の金額 (円) 200,000

Gに関する項目: 生命保険料の控除額の記載 あり

Hに関する項目: 住宅借入金等特別控除の記載 あり

3 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

6,648,300

修正完了

読み取った内容を確認・修正し、「修正完了」をタップすると、「自動反映完了」のメッセージが表示されます。

1の画面に戻りますので「次へ」をタップします。また、エラーがある場合は2の「直接入力」の画面に遷移しますので、該当箇所を入力を行ってから、「入力内容の確認」をタップします。

2で入力した内容が表示されますので、「次へ」をタップします (「訂正」をタップすると入力した内容を訂正できます。)

給与所得の源泉徴収票をマイナポータル連携した場合又はxmlデータを読み込んだ場合は、「訂正」ではなく「確認」と表示されます (「確認」をタップするとマイナポータル連携等をしたデータを確認できますが、訂正はできません。)

4 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

源泉徴収票 (年末調整済み)

6,648,300円

205,900円

訂正

次へ

**STEP10-3 特定口座年間取引報告書の入力**

特定口座年間取引報告書の入力

直接入力

残り入力可能件数: 30件

内容を入力する

次へ

戻る

「内容を入力する」の + をタップします。

証券会社から発行された特定口座年間取引報告書を基に入力します。特定口座年間取引報告書をご用意の上、3ページ「STEP10-3の続き」にお進みください。

2 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

カメラ

「カメラで源泉徴収票を読み取る」をタップするか、源泉徴収票を直接入力します。

カメラで源泉徴収票を読み取る

画面の案内に沿って、源泉徴収票の内容を入力します。  
・スマートフォン内蔵のカメラから、読み込むことで自動入力が可能です。

スマホのカメラで源泉徴収票を撮影し、自動入力できます!

直接入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

C. 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別)控除の額」のいずれかの記載

D. 控除対象扶養親族の数の記載

E. 社会保険料等の金額 (円)

F. 社会保険料等の金額が2段で記載 (内書き・円)

G. 地震保険料の控除額の記載

H. 住宅借入金等特別控除の記載

I. 所得金額調整控除の記載

J. 「本人が障害者」、「障害・ひとり親」、「勤労学生」のいずれかの記載

K. 支払者:住所(居所)又は所在地又は法人番号

L. 支払者:氏名又は名称

1 撮影開始

2 撮影中の注意

3 撮影完了

4 確定申告書作成コーナー

5 給与所得の入力

6 完了

直接入力をした場合は入力後、「入力内容の確認」をタップし、4に進みます。

**特定口座の取引・繰越損失額の入力**

**STEP10-1 収入・所得金額の入力**

特定口座の株式売却損益・配当金や令和4年分の申告で繰り越した上場株式等の譲渡損失を申告する方

総合課税

配当所得

収入金額

申告分離課税

上場株式等の譲渡所得

収入金額

申告分離課税

上場株式等の配当所得

収入金額

繰越損失の入力

入力なし

「特定口座の株式売却損益・配当金や令和4年分の申告で繰り越した上場株式等の譲渡損失を申告する方」のこちらの枠内をタップします。

**STEP10-2 入力項目の選択**

株式等の売却・配当等の入力

入力項目の選択

申告する特定口座年間取引報告書に係る申告書はありますか?

1 はい

申告する特定口座の上場株式等の配当金か?

2 はい

配当所得の課税方法を選択してください

3 総合課税 申告分離課税

特定口座年間取引報告書 入力あり (1件)

この事例では、①「はい」、②「はい」、③「申告分離課税」を選択し、「特定口座年間取引報告書」をタップします。

特定口座年間取引報告書をマイナポータル連携した場合又はxmlデータを読み込んだ場合は、「入力あり」が表示されますので、こちらをタップして「STEP10-4」に進みます。

令和5年分 特定口座年間取引報告書

令和6年1月9日

住所(居所)	東京都千代田区霞が関3-1-1	フリガナ	コトビタロウ	A 特定口座の種類	①預貯金 ②信用
氏名	国税 太郎	生年月日	明・大・令 43 10 1	A 源泉徴収の選択	①あり ②無

譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
E 上場区分	25 000 000	20 000 000	5 000 000
F 特定信用分	0	0	0
合計	25 000 000	20 000 000	5 000 000

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
①株式、出資又は基金	500 000	76 575	25 000		0	0
②特定株式投資信託	200 000	30 630	10 000		0	0
③投資信託又は特定受益証券発行信託 (②、⑦及び⑧以外)	300 000	45 945	15 000		0	0
④オープン型証券投資信託	0	0	0		0	0
⑤外国外株式又は外国投資信託等	0	0	0		0	B 0
⑥合計 (①+②+③+④+⑤)	1 000 000	153 150	50 000		H 0	0
⑦公社債	0	0	0		0	0
⑧社債的受益権	0	0	0		0	0
⑨投資信託又は特定受益証券発行信託 (②及び③以外)	0	0	0		0	0
⑩オープン型証券投資信託	0	0	0		0	0
⑪外国外公社債等又は外国投資信託等	0	0	0		0	0
⑫合計 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	0	0	0		0	0
⑬繰越損失の金額	0					
⑭差引金額 (⑬+①-①)	1 000 000					
⑮納付税額		J 153 150	K 50 000			
⑯還付税額 (⑮+①-①)						



STEP10-3 の続き

画面の案内に沿って特定口座年間取引報告書の内容を入力し、「申告する所得の選択」で申告する所得をチェックします。特定口座年間取引報告書と入力画面のA～Lが対応しています。※申告する内容により画面表示と異なる場合があります。

Input form for Step 10-3 continuation, including sections for 'Income from the sale of shares', 'Income from specific accounts', and 'Income from other sources'.

追加費用に該当するものがあれば「はい」を選択し、その内容を入力します。

他に入力する特定口座年間取引報告書がある場合は「もう1件入力する」をタップします。

STEP10-4 入力一覧

Overview screen for Step 10-4 showing a list of specific account reports to be entered.

入力した特定口座年間取引報告書の一覧が表示されますので、よろしければ「次へ」をタップします（「訂正」をタップして入力内容を変更することができます。）。

参考 配当所得の課税方法で「総合課税」を選択した場合

2ページ「STEP10-2」の③で「総合課税」を選択した場合、以下のように入力項目が追加されます。なお、入力内容により画面遷移が異なる場合があります。

Additional input screens for Step 10-4, including 'Dividend tax input' and 'Additional expense input'.

「総合課税」を選択して「負債の利子の額」を入力した場合、「次へ」をタップすると、「配当所得に係る負債の利子の額の入力」画面に遷移します。

申告する特定口座年間取引報告書を入力後、「入力内容の確認」をタップします。

STEP10-5 入力項目の選択（譲渡損失の繰越額）

Selection screen for Step 10-5 regarding carryover of capital loss.

「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」で「はい」を選択し、「譲渡損失の繰越額」をタップします。

「いいえ」を選択し、「次へ」をタップした場合は「STEP11」に遷移します。

STEP10-6 前年から繰り越された損失額の入力

Input screen for Step 10-6 for carryover losses from previous years.

令和4年分の確定申告で作成した「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び繰越控除用）」を元に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。

付表と入力画面のA～Cが対応しています。

Reference image showing the tax form (Schedule 1) used for Step 10-6.

STEP11 入力内容の確認

Confirmation screen for Step 11 showing total income and tax amounts.

入力内容が表示されるため確認後、「次へ」をタップします。

STEP12 控除の入力

支出に関する控除等がある場合は、該当する控除項目を入力します。なお、この事例では、「親族に関する控除」の「配偶者（特別）控除の入力」に配偶者の情報を入力し、「次へ」をタップします。

STEP13 住民税等に関する事項の入力

Input screen for Step 13 regarding municipal tax and other matters.

「住民税等に関する事項の入力」については、住民税の徴収方法を選択の上、質問項目に該当する場合は「はい」を選択の上、「次へ」をタップし、その情報を入力します。

STEP14 計算結果の確認

Confirmation screen for Step 14 showing calculation results.

「還付される金額」又は「納付される金額」が計算結果として表示されます。

還付の場合は、還付金の受取方法を選択します。



**STEP15 本人情報等の入力**

画面の案内に従い、**本人情報等**（氏名・生年月日、連絡先、住所等）を確認後、「次へ」をタップします。

「マイナンバー」の情報を入力し、「次へ」をタップします。

**STEP16 送信前の申告内容確認**

「帳票表示・印刷」をタップし、送信する申告書の内容を確認し、「次へ」をタップします。

「帳票表示・印刷」をタップし、送信する申告書の内容を確認し、「次へ」をタップします。

※ 表示画面はOSによって異なります。

**STEP17 電子申告等データの送信**

「次へ」をタップします。

「送信する」をタップします。

「送信を実行する」をタップします。

「正常に送信されました」となっていることを確認し、「次へ」をタップします。

**STEP18 送信後の処理**

「帳票表示・印刷」をタップすることで、作成した申告書を印刷することができます。 ※ 印刷方法や表示内容はOSによって異なります。

印刷終了後「次へ」をタップします。

「入力データの保存」をタップすることで、作成した申告データを保存することができます。 ※ 保存方法や表示内容はOSによって異なります。

「終了」をタップすることで、申告書の作成を終了します。

申告書の作成と送信は以上で終了です。お疲れ様でした！

**参考 電子申告等データを送信後の納付手続について**

申告書を提出された方で、申告期限までに納付すべき税額がある場合は、法定申告期限までに納付していただく必要があります。

**《便利なキャッシュレス納付をぜひご利用ください》**

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続ができる「キャッシュレス納付」が便利です。この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。  
「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」



確定申告に関するご不明な点がある場合は・・・

■ 操作方法が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「ご利用ガイド」をご確認ください。

■ 所得税についてのご質問は、国税庁ホームページの「**タック**スアンサー」をご確認ください。



■ その他の所得税に関する申告手続は動画でチェック！



※ 申告する内容等により、異なる画面が表示されますので、表示内容に応じて入力をお願いします。